

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加者数
001	令和3年04月01日	京都市立京都京北小中学校スクールバス運行管理等業務委託	18,600,000	教育委員会事務局総務部調査課	公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
002	令和3年04月01日	LTEデータ通信回線サービス提供業務	64,800,000	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	Sky株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
003	令和3年04月01日	令和3年度京都市教育ネットワークシステム追加運用保守業務委託	257,780,000	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	アライドテレンス株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
004	令和3年04月01日	令和3年度光京都ネットGIGAスクールサービス提供に係る個別契約について	66,138,600	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	光京都ネットGIGAスクールサービス提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
005	令和3年04月01日	京都市教育委員会データセンターの使用に係る個別契約	34,526,800	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	2
006	令和3年04月01日	令和3年度 教職員人給庶務システム保守・運用支援業務	77,767,668	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	物品	無	
007	令和3年03月30日	小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業設計業務委託 ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託	(当初)352,000,000 (変更後)353,079,100	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社類設計室	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	過去に有	
008	令和3年04月01日	京都市立学校の体育館防災機能強化等整備事業及び京都市立七条第三小学校校舎等整備事業に係る基本計画策定業務委託	19,173,000	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社三宅建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有	無
009	令和3年04月01日	京都市立西総合支援学校校舎等整備事業に係る基本計画策定業務委託	6,600,000	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社内藤建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有	無
010	令和3年04月01日	令和3年度 京都市小中一貫学習支援プログラム	予定金額 188,180,000	教育委員会事務局指導部学校指導課	東京書籍㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
011	令和3年04月01日	京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託(西総合支援学校増車1台分)	15,180,000	教育委員会指導部総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
012	令和3年04月08日	京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託(新型コロナウイルス感染症拡大防止増車4台分)	43,296,000	教育委員会指導部総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
013	令和3年04月01日	京都市立呉竹総合支援学校児童生徒等の京都市立桃陽総合支援学校への送迎を行うスクールバスの運行(受託者所有車両による運行)業務	13,648,800	教育委員会指導部総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
014	令和3年04月01日	令和3年度 障害のある市民の成人講座について	8,788,600	教育委員会指導部総合育成支援課	公益社団法人 京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
015	令和3年04月01日	令和3年度 京都市立学校児童・生徒心臓検診実施委託	予定総額 42,103,996	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
016	令和3年04月01日	児童生徒等の健康診断に係る衛生物品の購入(フェイスシールド及びポリクロープ等)	10,317,780	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	石黒メディカルシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
017	令和3年04月01日	学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託について	6,784,000	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	京都市学校保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
018	令和3年04月01日	令和3年度京都市立学校(園)の飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査及びダニアレルゲン量、教室等の空気検査実施委託	9,681,000	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	京都市学校薬剤師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
019	令和3年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第1ブロック)	予定総額 156,577,059	教育委員会事務局体育健康教育室	デリカハウス㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
020	令和3年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第2ブロック)	予定総額 146,412,759	教育委員会事務局体育健康教育室	㈱ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
021	令和3年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第3ブロック)	予定総額 205,622,911	教育委員会事務局体育健康教育室	㈱ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加者数
022	令和3年04月01日 京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託(第1ブロック)	83,510,174	教育委員会事務局 体育健康教育室	デリカハウス㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
023	令和3年04月01日 京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託(第2ブロック)	79,720,922	教育委員会事務局 体育健康教育室	㈱ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
024	令和3年04月01日 京都市立市原野小学校給食調理業務委託	41,461,200	教育委員会事務局 体育健康教育室	フジ産業㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	有	1
025	令和3年04月01日 京都市立桂坂小学校給食調理業務委託	65,340,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	シダックス大新東ヒューマン サービス㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	有	1
026	令和3年04月01日 京都市立羽東師小学校給食調理業務委託	70,804,800	教育委員会事務局 体育健康教育室	フジ産業㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	有	1
027	令和3年04月01日 令和3年度学校給食業務に係る委託契約	19,950,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	(公財)京都市学校給食協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
028	令和3年06月01日 歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック(16版) の購入	6,022,500	教育委員会生涯学習 部学校地域協働推進 担当	京都新聞企画事業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第7号	物品	無		
029	令和3年04月01日 令和3年度京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び 公金の徴収事務に関する委託	1,622,995,000	教育委員会事務局生涯 学習部施設運営担当	公益財団法人京都市生涯学習振 興財団	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
030	令和3年04月01日 醍醐中央図書館管理委託	5,517,600	教育委員会事務局生涯 学習部施設運営担当	(株)長谷工コミュニティ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立京都京北小中学校スクールバス運行管理等業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部調査課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区京北上弓削町段上ノ下2番地の1
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
- 6 契約金額（税込み）
18,600,000円
- 7 契約内容
 - ・京都市立京都京北小中学校の登下校のためのスクールバス運行管理業務
 - ・同校の校外学習及びクラブ活動等における運行
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、地域交通機関である京北ふるさとバスを運行している。スクールバスと京北ふるさとバスは一体的に運行しており、当該法人が唯一の委託先である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
LTEデータ通信回線サービス提供業務
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
S k y株式会社
- 6 契約金額（税込み）
64,800,000円
- 7 契約内容
LTEデータ通信回線サービス提供業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
LTE通信環境の提供にあたっては、端末にSIMカードを挿入し、設定等を施す必要があるが、令和2年度の契約時点において、既にSIMカードの挿入、設定等を端末に施している状況にあり、既存SIMカード等の流用が可能な状況にある。
流用にあたっては、令和2年度に契約した相手方を引き続き契約先とする必要があることから、Sky株式会社を相手方として選定したものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市教育ネットワークシステム追加運用保守業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
257,780,000円
- 7 契約内容
GIGAスクール構想の早期実現に伴い必要となった、学習系等の運用管理業務について業務委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務委託は、GIGAスクール構想の実現に伴い、端末数の増大、運用対象の増加等が発生することから、光京都ネット運用管理業務追加部分について新たに契約するものであり、京都市教育ネットワーク（光京都ネット）システム運用業務と一体として管理する必要がある。
同運用業務と本業務を一体的に管理し、運用することが可能なのは、現行契約の受託者であるアライドテレシス株式会社のみであることから、当該事業者を相手方として選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に係る個別契約について
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に関するコンソーシアム
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
66,138,600円
- 7 契約内容
学習系ネットワークからのインターネットへのアクセス方法をローカルブレイクアウト方式（学校から直接インターネットにアクセスする）とするもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ローカルブレイクアウトの実施に当たり適切な通信サービスが提供されること、引続きデータセンター集約方式による通信を行う事務系ネットワーク回線等との適切な連携が図られる必要があり、当該サービスの提供を行うことができるのは西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に関するコンソーシアムのみであるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市教育委員会データセンターの使用に係る個別契約
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社京都支店
- 6 契約金額（税込み）
34,526,800円
- 7 契約内容
京都市教育委員会データセンターの運用に必要な施設及び設備の賃貸借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市教育委員会の情報システムが京都市データセンターで運用する情報システムとローカルエリアネットワークにより接続するため、同データセンターと同じ施設内に京都市教育委員会データセンターを設置する必要があり、当該施設を提供するのが西日本電信電話株式会社京都支店であるため同社と随意契約を締結した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度 教職員人給庶務事務システム保守・運用支援業務
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
77,767,668円
- 7 契約内容
教職員の人事，サービス管理，給与管理を行うシステムの保守管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 教職員人給庶務事務システム（以下「本システム」という。）は，平成29年4月から教育委員会学校事務支援室，教職員人事課及び総務課で学校等に在籍する教職員の人事管理・給与支給を行っているものであり，本システムの導入にあたっては，競争入札により落札した日本電気株式会社が代表するコンソーシアムが当初開発した。
 - (2) 本件委託業務の主な内容は，既に提供を受け稼働している本システムの運用支援，設定変更，障害対応等の保守を行うものである。
 - (3) 本システムに障害が発生した際には，プログラム修正を伴う作業を実施する必要があるが，これらの作業は各業務システム（人事，給与，庶務）全体に多大な影響があるため，各業務システムの設計についても熟知している同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。
 - (4) 京都市データセンターに，システム機器類（サーバー：日本電気株式会社製）を設置し，既存の京都市教育ネットワークシステムのLANを通じて各所属端末等と接続のうえ運用しているが，本システムを構成する各業務システム（人事，給与，庶務）の稼働に必要なハードウェアの性能管理，ソフトウェア製品の構成管理において，日本電気株式会社製のハードウェアに関する知識・技量はもちろんのこと，本システムの設定情報などについても熟知している必要があり，同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。

(5) 以上のとおり、本件委託業務については、既に契約した役務に接続して提供を受ける同種の役務であり、かつ、同社が代表するコンソーシアム以外の者から調達した場合に著しい支障が生じるおそれがあるため、同社が代表するコンソーシアムを委託先として随意契約するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業設計業務委託 ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託

2 担当所属名

教育委員会事務局教育環境整備室

3 契約締結日

(当初) 令和3年3月30日

(変更後) 令和3年9月17日

4 履行期間

令和3年3月31日から令和5年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市淀川区西中島四丁目3番2号
株式会社類設計室

6 契約金額 (税込み)

(当初) 352,000,000円

(変更後) 353,079,100円

7 契約内容

- (1) 小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る基本設計及び実施設計
- (2) 京都市立小栗栖小学校校舎解体撤去工事に係る実施設計
- (3) 小栗栖中学校プール解体撤去工事に係る実施設計

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

令和3年2月26日付契約課通知「新技術者単価及び当初契約時点の物価に基づく業務委託料に変更する特例措置について」により業務委託料を変更する。これに伴う業務内容の変更はない。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

簡易プロポーザル方式の書類審査による業務受託候補者の選定を行った結果、株式会社類設計室が受託候補者として最適であると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立学校の体育館防災機能強化等整備事業及び京都市立七条第三小学校校舎等整備事業に係る基本計画策定業務委託

2 担当所属名

教育委員会事務局教育環境整備室

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和3年8月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市左京区仁王門通川端東入新丸太町37番地の6
株式会社三宅建築事務所

6 契約金額（税込み）

19,173,000円

7 契約内容

京都市立学校の体育館防災機能強化等整備事業及び京都市立七条第三小学校校舎等整備事業に係る基本計画策定業務を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要があるため、契約の目的である基本計画策定業務をより効果的・効率的に達成するため、主として価格以外の要素における競争により相手方を選定する必要があることから、競争入札に適しないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

書類審査による評価の合計点が最上位であり、受託者として最適であると判断されたため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立西総合支援学校校舎等整備事業に係る基本計画策定業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和3年9月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区田中大堰町182番地
株式会社内藤建築事務所
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
京都市立西総合支援学校校舎等整備事業に係る基本計画策定業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要があるため、契約の目的である基本計画策定業務をより効果的・効率的に達成するため、主として価格以外の要素における競争により相手方を選定する必要があることから、競争入札に適しないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
書類審査による評価の合計点が最上位であり、受託者として最適であると判断されたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度 京都市小中一貫学習支援プログラム
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目4番10号
東京書籍株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
予定総額188,180,000円
- 7 契約内容
京都市立小学校・小中学校前期課程3～6年生及び京都市立中学校・小中学校後期課程1～3年生を対象に、確かな学力の定着・向上を図るため、学力検査や予習・復習教材を組み合わせた「京都市小中一貫学習支援プログラム」の業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者のこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにて業務実施体制やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託（西総合支援学校増車1台分）
- 2 担当所属名
教育委員会指導部総合育成支援課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽北花名町1-1 エムケイ観光バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,180,000円
- 7 契約内容
西総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登下校を確保するためのスクールバス1台（増車分）の運行業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約（令和元年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。）における仕様書には、「児童生徒数増等により、スクールバスを増車する場合は、当該運行業務に加え、増車分の運行業務について別途契約する。」との記載がある。
また、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件となる。具体的には、以下の①、②が必要となる。
① 全体契約において、各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、西総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する1台も含め、スクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。
② 全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、西総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る1台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。
以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託
(新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分)

2 担当所属名

教育委員会指導部総合育成支援課

3 契約締結日

令和3年4月8日

4 履行期間

令和3年4月8日から令和4年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1 エムケイ観光バス株式会社

6 契約金額(税込み)

43,296,000円

7 契約内容

北総合支援学校及び西総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登校を確保するためのスクールバス4台の運行業務委託(マイクロバスの配車を含む。)

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

現在、総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約(令和元年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。)をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件となる。具体的には、以下の①、②が必要となる。

① 全体契約において、各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、北総合支援学校及び西総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する4台も含め、スクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。

② 全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、北総合支援学校及び西総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る4台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。

以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立呉竹総合支援学校児童生徒等の京都市立桃陽総合支援学校への送迎を行うスクールバスの運行（受託者所有車両による運行）業務

2 担当所属名

教育委員会指導部総合育成支援課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和4年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1 エムケイ観光バス株式会社

6 契約金額（税込み）

13,648,800円

7 契約内容

呉竹総合支援学校の児童生徒等が桃陽総合支援学校の学校施設を使用するため両学校間の送迎を行う。（呉竹総合支援学校が全面建替の工事期間中のため、グラウンド・プール等の施設を従来どおりに使用できないことから、代替施設として桃陽総合支援学校の施設を使用）。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現在、京都市立総合支援学校の児童生徒の登下校に係るスクールバス運行業務委託業務契約（令和元年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。）をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、本契約（以下「追加契約」という。）は、呉竹総合支援学校の児童生徒等が桃陽総合支援学校の学校施設を使用するため両学校間の送迎を行うものである（呉竹総合支援学校が全面建替の工事期間中のため、グラウンド・プール等の施設を従来どおりに使用できないことから、代替施設として桃陽総合支援学校の施設を使用）。

全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、呉竹総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る運行業務についても現場を指揮することが必要である。

また、可能な限り低廉な価格での契約とするため、本市所有車両と受託者所有車両を組み合わせ両学校間の送迎を行うこととしており、本市所有車両は全体契約に係る運行と追加契約に係る運行とを連続して行うことから全体契約と同一の相手方を選定する必要があり、両学校間の送迎において本市所有車両と受託者所有車両は一体的に運用することとなるため、

受託者所有車両による運行も含めて全体契約と同一の相手方を選定する必要がある。

以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8と同じ。

11 その他

単価契約（26,400円）だが予定額が500万円を超える見込み。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度 障害のある市民の成人講座について
- 2 担当所属名
教育委員会指導部総合育成支援課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11番地
公益社団法人京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）
8,788,600円
- 7 契約内容
視覚障害者成人社会教育事業（社会復帰及び社会適応性の向上）
 - 1 成人を対象とした講座
 - 2 指導者研修会
 - 3 女性を対象とした講座
 - 4 青年を対象とした講座
 - 5 コミュニケーション援助を目的とした講座
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

視覚に障害のある市民の生涯学習機能の拡充を図ることを目的として開設する成人講座においては、障害特性を理解し、点字指導、パソコン講座を中心とした学習指導に関する知識と経験を備えた研究者・指導者が多数必要である。また、基礎的知識、技術、態度を養う継続的な学習や、婦人学級等のクラブ活動を通して、余暇の活用、趣味の拡充を図ることにより、社会的・職業的自立、地域コミュニティづくりの促進をより確かなものとするのに適した施設環境が必要である。

このような事業を実施するにあたり、長年にわたり、成人学級、指導者研修等を実施するとともに、地域に根ざした講演会、クラブ活動等の事業を全市的に実施でき、上記のような指導者としての資質を備えた会員で構成されている京都府視覚障害者協会は、事業実施が可能な唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度 京都市立学校児童・生徒心臓検診実施委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東柵尾町6
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）42,103,996円
- 7 契約内容
京都市立学校児童・生徒の疾病の早期発見に努めるとともに、適切な指導・管理を行うため、学校保健安全法第13条及び第14条に基づく心臓検診を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
小学校から高等学校の時期は、身体の成長発達に著しい変化の見られる時期であり、運動の量と質の急激な変化が心臓への負担に影響があると言われている。このため、児童・生徒の突然死を未然に防止するため心臓検診を実施しているが、検診の検査情報を速やかに一括管理・処理するとともに、心臓疾患児童・生徒の管理指導について、本人、保護者、学校関係者、学校医及び主治医との連携を密に図ることが重要である。京都府医師会は、こうした対応ができる唯一の機関であるため、同機関と契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
児童生徒等の健康診断に係る衛生物品の購入（フェイスシールド及びポリグローブ等）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年4月7日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田中川原町381番地
石黒メディカルシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,317,780円
- 7 契約内容
学校保健安全法第13条第1項に基づく児童生徒等の健康診断の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症を予防するため、主に学校医・学校歯科医等が使用する衛生物品を購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和3年度当初から児童生徒等の健康診断を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症対策として必要な衛生物品を調達する必要がある。複数者に納品の可否を確認したところ、同感染症の影響により、期日までに納品可能な業者が当該業者1社であった。価格交渉を行ったが、現在の相場と比較しても安価な金額での提供であり、早急な納品が必要であったため、当該業者と契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託について
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町393 元有濟小学校内
京都市学校保健会
- 6 契約金額（税込み）
6,784,000円
- 7 契約内容
本市の学校保健の充実を図るため、学校保健関係者の研修及び学校保健に関する調査・研究等の事業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の実施にあたっては、本市の学校保健についての十分な理解と、京都市立学校及び学校保健関係者と連携を図ることが不可欠である。
京都市学校保健会は、昭和40年1月に本市の学校医、学校歯科医、学校薬剤師をはじめとする学校保健関係者によって設立され、以来、学校保健の充実・発展に関する各種事業や活動を実施するとともに、学校現場に対して専門的な立場から指針を示すなど、本市の学校保健の充実・発展に実績があり、市立学校及び学校保健関係者と連携を図りながら事業を実施できる唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度京都市立学校（園）の飲料水，プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査及びダニアレルゲン量，教室等の空気検査実施委託

2 担当所属名

教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市東山区東大路通五条上る梅林町563
京都市学校薬剤師会

6 契約金額（税込み）

9,681,000円

7 契約内容

京都市立学校・幼稚園における学校保健安全法第5条及び第6条，同法施行規則第1条に規定された飲料水，プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査並びにダニアレルゲン量，教室等の空気検査を実施すること。飲料水については，給水設備ごとに検査を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

学校保健安全法第23条第2項により，学校には学校薬剤師を置くことが規定されている。同法施行規則第24条は，学校薬剤師の職務執行の準則として，学校における環境衛生検査に従事し，学校環境衛生の維持及び改善に関し必要な指導や助言を行うこと等を規定している。

京都市立学校・幼稚園の学校薬剤師により構成される京都市学校薬剤師会は，こうした日常の職務により京都市立学校・幼稚園の環境衛生状態を熟知している唯一の団体であり，また，学校内の環境衛生は，児童生徒園児の感染症等と直結するため，学校幼稚園の環境衛生を熟知した相手方と緊密な連携をとりながら行う必要があるため，同団体と契約する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第1ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区一乗寺向畑町8
デリカハウス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）156,577,059円
- 7 契約内容
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示したデリカハウス株式会社を委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第2ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条西柳ノ内町2
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）146,412,759円
- 7 契約内容
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第3ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条西柳ノ内町2
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）205,622,911円
- 7 契約内容
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第1ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区一乗寺向畑町8
デリカハウス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
83,510,174円
- 7 契約内容
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託

8 随意契約の理由

総合支援学校給食業務は、健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。

そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。

このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示したデリカハウス株式会社を委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第2ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条西柳ノ内町2
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）
79,720,922円
- 7 契約内容
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託

8 随意契約の理由

総合支援学校給食業務は、健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。

そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。

このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立市原野小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原四丁目1番45号
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
41,461,200円
- 7 契約内容
給食調理に係る給食物資の検品・検収，調理，配食，食器等の洗浄・消毒・保管，施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市における給食事業は，京都の食文化や伝統など，「生きた教材」として食育を推進していることに加え，食中毒等，衛生管理上の事故の発生は，絶対に許されないことなどの事情を考慮すると，価格のみで契約相手方を決定するには適さないため，公募型プロポーザル方式により事業者を募集し，その結果，京都市の給食事業を十分に理解し，最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立桂坂小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区南堀江1丁目12番19号 四ツ橋スタービル9階
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
65,340,000円
- 7 契約内容
給食調理に係る給食物資の検品・検収，調理，配食，食器等の洗浄・消毒・保管，施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市における給食事業は，京都の食文化や伝統など，「生きた教材」として食育を推進していることに加え，食中毒等，衛生管理上の事故の発生は，絶対に許されないことなどの事情を考慮すると，価格のみで契約相手方を決定するには適さないため，公募型プロポーザル方式により事業者を募集し，その結果，京都市の給食事業を十分に理解し，最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立羽東師小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原四丁目1番45号
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
70,804,800円
- 7 契約内容
給食調理に係る給食物資の検品・検収，調理，配食，食器等の洗浄・消毒・保管，施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市における給食事業は，京都の食文化や伝統など，「生きた教材」として食育を推進していることに加え，食中毒等，衛生管理上の事故の発生は，絶対に許されないことなどの事情を考慮すると，価格のみで契約相手方を決定するには適さないため，公募型プロポーザル方式により事業者を募集し，その結果，京都市の給食事業を十分に理解し，最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度学校給食業務に係る委託契約
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西京極宮ノ東町7の2
公益財団法人京都市学校給食協会
- 6 契約金額（税込み）
19,950,000円
- 7 契約内容
学校給食事業
（1）学校給食用副食物資の調達，斡旋
（2）学校給食用副食物資に係る食品管理衛生
（3）学校給食の奨励に必要な事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公益財団法人京都市学校給食協会は，京都市立小学校の学校給食事業の運営を目的とした財団法人であり，1日約70,000食の小学校給食用副食物資の調達，斡旋が行える物資倉庫，保冷庫等の施設・設備を有し，学校ごとに必要数量を計算し円滑に配送できる。
また，入札により，新鮮・衛生的・安全な学校給食用物資を安価で一括購入し，物資の検収等，食品を厳格に衛生管理できる体制を有するのは当協会のみのため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（16版）の購入
- 2 担当所属名
教育委員会事務局生涯学習部学校地域協働推進担当
- 3 契約締結日
令和3年6月1日
- 4 履行期間
令和3年6月1日～令和3年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地 京都新聞企画事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,022,500円
- 7 契約内容
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（16版）の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
時価（税抜価格926円）に比して著しく有利な価格（税抜価格500円）で契約を締結することができるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
業者が販売元であり，時価より有利な価格で購入が可能のため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託

2 担当所属名

教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区聚楽廻松下町9番地の2
公益財団法人京都市生涯学習振興財団

6 契約金額（税込み）

1,622,995,000円

7 契約内容

京都市生涯学習総合センター（京都市生涯学習総合センター山科を含む。）、京都市図書館及び京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設で実施する生涯学習振興事業の実施及びこれらの施設の使用料等に係る公金の徴収事務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市では、生涯学習の拠点として、また読書活動を通して市民の教育と文化の発展に寄与する施設として、昭和56年に京都市社会教育総合センター（現在の京都市生涯学習総合センター、愛称「京都アスニー」。）及び中央図書館を開館した。

公益財団法人京都市生涯学習振興財団（以下「財団」という。）は、この両施設において、産学官の連携により、京都の持つ歴史と文化を生かした最高水準の生涯学習事業を実現するとともに、当時は全国的にもほとんど行われていなかった「土日と夜間も開館する市民にとって利用しやすい施設運営」を実現し、さらに、それらの事業を効率的に行うことを目的として設立した財団である。

財団の設立にあたっては、財団が実施する生涯学習事業の資金を安定的・継続的に確保するため、千玄室氏（初代の財団理事長、現在の京都市生涯学習総合センター所長）を呼びかけ人代表として、京都の各界各層に協力を要請し、約2億円の寄付金を募って「京都市社会教育振興基金」（現在の「京都市教育振興基金」）を創設しており、以後30年余にわたり、当初の目的に沿って、基金の運用収益を補助金として財団事業に充当してきている。

生涯学習事業においては、京都大学をはじめとする多くの地元大学、放送大学、国際日本文化研究センター等の関係機関や経済界との連携はもとより、各界を代表する学識経験者の方々の協力の下、「最新の研究内容や取組をわかりやすく市民の皆様へ」との方針を掲げ、各種の教養講座をはじめとする様々な事業を推進する中で「アスニーブランド」を確立し、市民の厚い信頼を得て京都市の生涯学習事業の中心的な役割を担ってきている。

また、図書館では、図書の貸出業務だけではなく、120人以上もの司書資格をもつ職員によるレファレンスサービスをはじめとする高い専門性を生かした取組、さらには各学校や地域、各種団体との連携事業を実施しており、市民・各種団体から高い評価を得ている。

こうした公共性と専門性の高い事業を、効果的人員配置等により推進し、全て市職員を配置した場合と比べて人件費を約7割に抑えるなど効率的運営を実現している。

以上のとおり、財団は、今日までその設立趣旨に沿って、幅広く様々な生涯学習事業を効率的に展開し、40年にわたり大きな成果を挙げてきており、京都市の生涯学習事業は、当初の目的どおり、財団により、高水準の生涯学習事業を一層効率的に推進していく考えであり、随意契約により委託するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
醍醐中央図書館管理委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝2丁目6番1号 長谷工芝ニビル
株式会社長谷工コミュニティ
- 6 契約金額（税込み）
5,517,600円
- 7 契約内容
醍醐中央図書館の設備等管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

パセオ・ダイゴロー西館は、民間の各種専門店の店舗がある商業施設をはじめ、体育館、図書館、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、シルバー人材センター、児童館、郵便局など様々な公共施設を併せ持った他に例のない複合施設であり、株式会社長谷工コミュニティが建物を建設した。

建物は、当初から設備管理、防火管理、セキュリティ等西館全体を一括集中管理する「防災センター」の設置を前提に建設されており、個々の施設に単独で管理する設備を備えていないため、閉館後（施錠・機械警備への切替後）の清掃業務や設備保守、緊急時による出入等はその都度防災センターの警備と密接に連動する。

上記のことを踏まえ、建物・設備等に熟知していることなどから、建物の大部分を占める共用部等については、京都醍醐センター株式会社が株式会社長谷工コミュニティと「防災センター」における設備・警備・清掃管理を一括で委託しており、図書館についても単体では専有部分の管理ができないため、防災センターの管理を委託されている株式会社長谷工コミュニティと設備管理・清掃業務の委託契約を結ぶものとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他